

電子納品運用ガイドラインの 改定について

平成24年2月

県土整備部 建設・技術課

主な改定ポイント



対象工事、案件

<工事>

従来

対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
特A級	電子納品全件対象			
A級				
B級				試行
C級				一部試行(協議)



今回改定

対象	平成24年度	平成25年度以降
特A級	電子納品 → 全件対象 電子検査(電子検査帳票提出) → 全件対象	
A級		
B級	電子納品 → 全件対象 電子検査(電子検査帳票提出) → 任意(電子・紙選択)	
C級	電子納品 → 試行(協議) 電子検査 → 任意(電子・紙選択)	

<業務>

従来

対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
全て	電子納品全件対象		



今回改定

対象	平成24年度	平成25年度以降
全て	電子納品全件対象	

受・発注者の事前協議により

工事完成図書のうち「どの書類を電子納品とするか」を決定する。

工事書類についても「どの書類を電子検査とするか」を決定する。

電子納品について(工事)

- ◆ 電子納品とは、工事完成図書について電子成果品と紙成果品の両方を納品することをいう。
- ◆ 工事完成図書とは「工事完成図」を指す。
(工事管理台帳、地質土質成果について指定された場合は工事完成図書に含む)
- ◆ 電子納品とする工事完成図書は、受発注者の事前協議により決定する。
- ◆ 工事書類は電子納品の対象としない。

書類の必要性の明確化

維持管理のために長期保存する「工事完成図書」と、監督業務の必要性及び瑕疵対応のため短期保存する「工事書類」を明確に区別。

工事完成図書

(紙及び電子データで提出)

工事完成図

(長期保存)

工事書類

(紙または電子データで提出)

工事写真

工事打合簿

(管理資料一式)

材料確認願い

段階確認 など

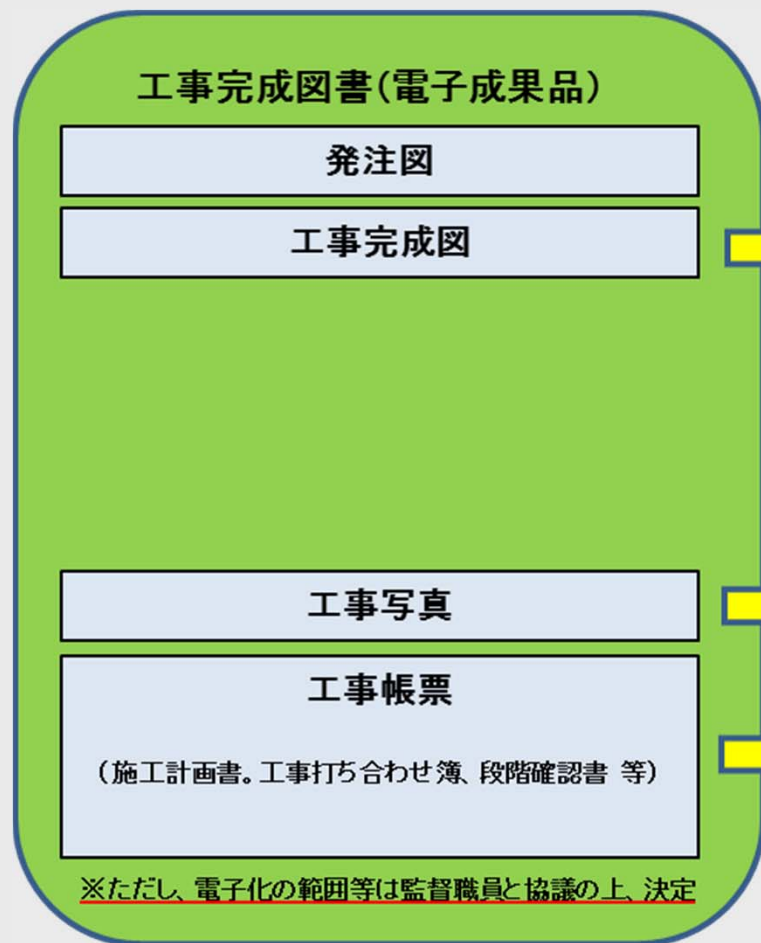
(短期保存)

※工事管理台帳、地質土質成果は指定された場合は工事完成図書に含む

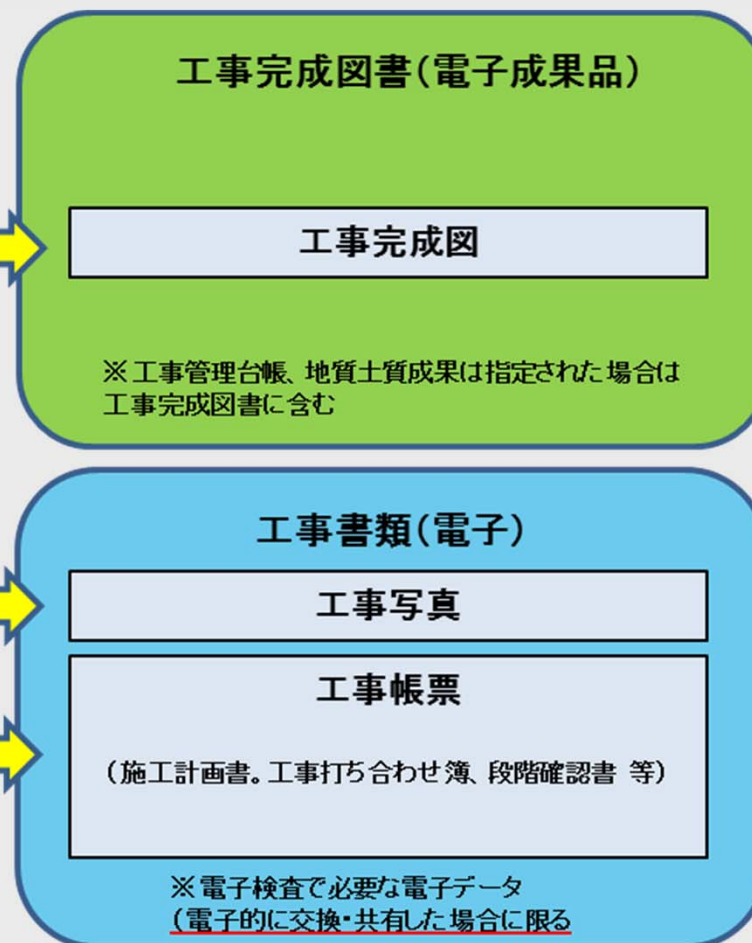
工事完成図書の電子成果品について

工事完成図書の電子成果品とする対象書類、工事書類の考え方の明確化

従来



今回改定



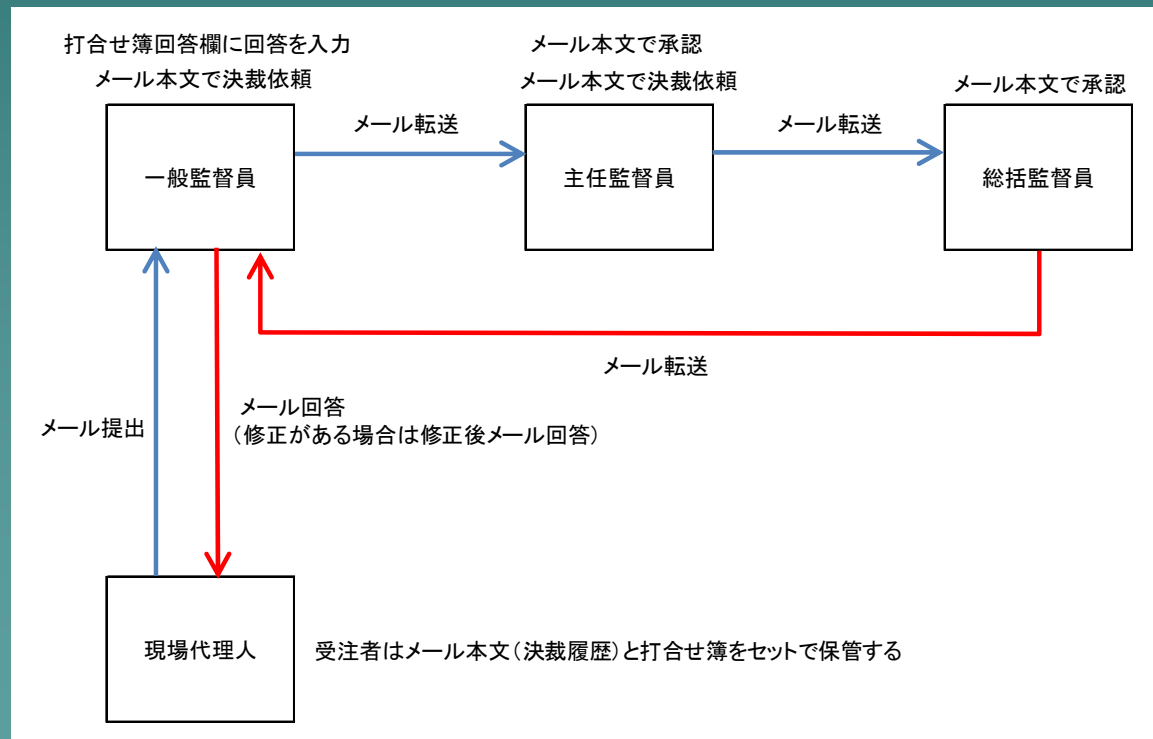
電子検査について(工事)

- ◆ デジタルカメラで撮影した工事写真と、電子的手段で作成・交換した工事書類については電子検査帳票とし、電子検査とする。(電子検査とする書類については紙書類は不要)
- ◆ 電子検査とする各書類(電子的手段で作成・交換する工事書類)は、受発注者の事前協議により決定する。
- ◆ 紙で作成・交換した工事書類は従来どおり紙提出、紙検査とする。

押印書類の取り扱い(県独自運用)

打合せ簿について、電子メールにより受け渡しを行う金額変更の伴わない軽微な事項(報告・提出)については押印を不要とする。
(他の重要事項については従来どおり押印が必要)

軽微な事項の打合せ簿を電子メールで決裁・交換する場合の手順



電子納品・電子検査資料の作成様式

◆ 電子納品とする工事完成図書の子電子成果品

→ 国土交通省等の電子納品要領に準拠した電子成果
(電子納品作成ソフトなどで作成した成果)

で納品

◆ 電子検査とする電子検査帳票

→ 国土交通省等の電子納品要領に準拠した電子成果
(電子納品作成ソフトなどで作成した成果)

または

→ 文書管理ソフト (PDF , DocuWorks など)
… (県独自運用) のいずれかで提出

電子納品運用ガイドライン(平成24年2月) の適用開始時期

平成24年4月以降に公告を開始する
県土整備部、地域交流部及び農林水産部
発注の案件に適用。